



大広業 指令 第23-17号

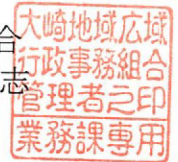
一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可証

住 所 宮城県大崎市古川清水沢字築道15番地
氏 名 有限会社鈴木総業
代表取締役 渡邊奈美

令和5年2月14日付で申請のあった標記の業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項（許可の更新の場合にあっては同条第2項）の規定に基づき次のとおり許可する。

令和5年3月20日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 大崎市長 伊藤 康志



記

- | | |
|---------------|---|
| 1 許 可 番 号 | 第23-17号 |
| 2 事 業 許 可 期 間 | 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 3 取り扱う廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物 |
| 4 処 理 業 の 種 別 | 収集運搬業 |
| 5 業 を 行 う 区 域 | 大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町 |
| 6 廃棄物の搬入先 | 大崎広域中央クリーンセンター
大崎広域東部クリーンセンター
大崎広域リサイクルセンター |
| 7 許 可 の 条 件 等 | 裏面の許可条件等による |